亀田医療大学ガバナンス・コード <第1版 > 実施状況

第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

1. 建学の精神

ガバナンス・コード	実施状況
(1) 建学の精神・理念	学校法人鉄蕉館は左記をその使命として定め、亀田医療大学
「我々は、愛の心をもって、学修者が能力を最大限に発	はそれに基づき、教育研究活動を行っています。
揮できるように支援し、自らの幸せと社会に貢献できる人	
材を育成することを使命とする。」	
(2) 建学の精神・理念に基づく人材像	本学は、左記に記した要素を備えた人材を輩出すべく、今後
「HEART」に集約された特性をもつ、教養豊かな社会	とも、さらなる活動の充実を図っていきます。
人・医療人です。	
H:Humanity (人間への愛と尊厳)	
E:Empowerment(動機付け、個人に内在する力の向上)	
A:Autonomy(自律性と専門性)	
R:Reason (理性)	
T:Team (チーム医療)	

2. 教育と研究の目的(私立大学の使命)

ガバナンス・コード	実施状況
(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	左記のとおり、努めます。
本学の建学の精神・理念に基づく、大学及び大学院の目	
的は次のとおりです。	
① 大学の目的	
本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福	
社分野における学術の中心として、広く知識を授けるとと	
もに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応	
用的能力を展開できる専門職者を育成することを。	
② 大学院の目的	
本大学院は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用	
を教授研究し、深い学識及び卓越した教育・研究・実践能	
力を培い、看護学及び医科学の発展と地域社会における	
人々の健康と福祉の向上に寄与することを。	

	T
(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に	
必要な取組みについて	
① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期	本学の活動を支える組織、財政基盤の整備を図るため、中期
的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的	計画を策定しています。期間は、2021年~2025年の5年
な計画の検討・策定をします。	間としています。
② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、経営	中期計画の進捗状況については、理事会、経営会議、運営会
会議等で進捗状況および財務状況を管理把握し、その結	議、教授会等で管理把握しています。
果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運	
営に努めています。	
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、	左記のとおり、取り組みます。
外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッ	
フの経営能力を高めていきます。	
④ 計画実現のため、教職協働の観点からも事務職員の人	左記のとおり、取り組みます。
材養成・確保に努めるなど、事務職員の役割を一層重視	
します。	
⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員から	左記のとおり、取り組みます。
も計画実現に向けた積極的な提案を受けるなど、法人全	
体の取組みを徹底します。	
(3) 私立大学の社会的責任等	
① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育	左記のとおり、努めます。
の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう。	
② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振	左記のとおり、学校法人経営を進めます。
興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会	
構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共	
性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	
③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不	今後、左記のとおり、多様性への対応に努めます。
可欠である。本学ではより一層、多様性への対応に取り	
組んでいきます。	

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

1. 理事会

11 474	
ガバナンス・コード	実施状況
(1) 理事会の役割	
① 意思決定の議決機関としての役割	
ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を	左記のとおり、実施に努めています。
決し、理事の職務執行を監督します。	

② 理事会の議決事項の明確化等	
ア 理事会において議決する学校法人における重要事項	議決事項の明確化と寄附行為等への明示を検討していきま
を寄附行為等に明示します。	す。
イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録	左記のとおり、実施しています。
し、保管します。	
ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう	左記のとおり、留意します。
留意します。	
③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督	
ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者(学長、	左記のとおり、取り組みます。
副学長及び学部長等) に対する実効性の高い監督を行	
うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学	
の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かし	
ます。	
イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう	左記のとおり、取り組みます。
監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適	
切に整備します。	
④ 学長への権限委任	
ア 学長が任務を果たすことができるようにするため	左記のとおり、取り組みます。
に、理事会の権限の一部を学長に委任しています。	
イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担さ	左記のとおり、実施しています。
せ、管理する体制としています。	
ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲について	左記のとおり、実施しています。
は、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	
⑤ 実効性のある開催	
ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審	左記のとおり、実施しています。
議事項については事前に決定して全理事で。	
イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	左記のとおり、実施しています。
⑥ 役員(理事・監事)は、(ァ)その任務を怠り、学校法	左記のとおり、実施しています。
人に損害を与えた場合、(ィ)その職務を行う際に悪意又	
は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役	
員は、これを賠償する責任を負います。	
⑦ 役員 (理事・監事) が学校法人又は第三者に生じた損	左記のとおり、実施しています。
害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠	
償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を	
負います。	
⑧ 役員(理事・監事)の学校法人に対する責任が加重と	左記のとおり、寄附行為に定めています。
ならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。

2. 理事

ガバナンス・コード	実施状況
(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	
① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理。	左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。
② 理事長を補佐する理事として、副理事長を置くことが	左記のとおり、実施しています。
でき、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確	
に定めます。	
③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に	左記のとおり、寄附行為に定めています。
定めます。	
④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため	左記のとおり、取り組んでいます。
忠実にその職務を行います。	
⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義	左記のとおり、実施しています。
務を負います。	
⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある	左記のとおり、実施しています。
事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に。	
⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、	理事長以外の理事は、本法人を代表しません。理事会の
理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行お	決議について、直接の利害関係を有する理事は、議決に
うとするときは、理事会において当該取引について事実	加わることができません。
を開示し、承認を受ける必要があります。	
(2) 理事への研修機会の提供と充実	
① 理事に対し、各種の研修機会等を周知し、機会提供の	左記のとおり、努めます。
充実に努めます。	
② 外部理事には、審議事項に関する情報について、理事	左記のとおり、努めます。
会開催の事前・事後のサポートを行います。	

3. 監事

ガバナンス・コード	実施状況
(1) 監事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	
① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義	左記のとおり、実施しています。
務を負います。	
② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監	左記のとおり、実施しています。
査規程等に則り、理事会その他の重要会議に。	
③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務	左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。
執行の状況を監査します。	
④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違	左記のとおり、寄附行為に定めています。

反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見し	
た場合、所轄庁に報告し、又は理事会。	
⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生	左記のとおり、寄附行為に定めています。
じるおそれがあるときは、当該理事に対し。	
(2) 監事の選任	
① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議	左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。
員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を。	
② 監事は2名置くこととします。	左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。
③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就	左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。
任・退任時期について十分考慮します。	
(3) 監事監査基準	
① 監査機能の強化のため監事監査規程等を。	左記のとおり、実施しています。
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	左記のとおり、実施しています。
③ 監事は、に基づき監査を実施し、監査結果を具体	左記のとおり、実施しています。
的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会	
に報告し、これを公表します。	
(4) 監事業務を支援するための体制整備	
① 監事、公認会計士及び内部監査室の三者による監査結	左記のとおり、実施しています。
果について、意見を交換し、監事監査の機能の。	
② 監事に対し、各種の研修機会等を周知し、機会提供の	左記のとおり、努めます。
充実に努めます。	
③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報につ	左記のとおり、努めます。
いて理事会開催の事前・事後のサポートを。	
④ その他、監事の業務を支援するための体制整備。	左記のとおり、努めます。
(5) 常勤監事の設置	
監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事の設置に	左記について、検討していく。
ついて検討していきます。	

4. 評議員会

ガバナンス・コード	実施状況
(1)諮問機関としての役割	
本学寄附行為第 22 条(諮問事項)に基づき、理事長	左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。
は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞	
きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有す	
る評議員は、議決に加わることができません。	
(2) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は	左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。
役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若	
しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴すること	

ができます。	
(3) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の	左記のとおり、実施します。
同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長	
は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	

5. 評議員

ガバナンス・コード	実施状況
(1) 評議員の選任	
① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任	左記のとおり、理事人数の 2 倍を超えて選任しています。
します。	
② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。	左記のとおり、寄附行為に定め、実施しています。
ア この法人の職員で理事会において推薦された者のう	
ちから、評議員会において選任した者 6人	
イ この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25	
歳以上の者のうちから、理事会において選任した者	
5人	
ウ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者	
6人以上9人以内	
③ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者	左記のとおり、実施しています。
について、当該候補者を理事会又は評議員会が選任する	
扱いとしています。	
④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者	左記のとおり、実施しています。
について、当該候補者を理事会又は評議員会が選任する	
扱いとしています。	
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	
① 学校法人は評議員に対し審議事項に関する情報につい	左記のとおり、実施しています。
て、評議員会開催の事前・事後のサポートを行います。	
② 学校法人は、評議員に対し、各種の研修機会等を周知	左記のとおり、努めます。
し、機会提供の充実に努めます。	

第3章 教学ガバナンス (権限・役割の明確化)

1. 学長

1. 子及	
ガバナンス・コード	実施状況
(1) 学長の責務(役割・職務範囲)	
① 学長は、学則第1条に掲げる「本学は、教育基本法及	左記のとおり、学長がリーダーシップを発揮し、大学教学運
び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の	営を統括し、所属教職員を統督しています。
中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学	

	·
芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開で	
きる専門職者を育成することを目的とする。」という目的	
を達成するため、リーダーシップを発揮し、本学の校務	
を掌り、所属教職員を統督します。	
② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。	左記のとおり、実施しています。
③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経	左記のとおり、努めています。
営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知	
し、共有することに努めます。	
(2) 学長補佐体制 (副学長・学部長・研究科長の役割)	
① 大学に副学長を置くことができるようにしており、亀	左記のとおり、副学長を配し、実施しています。
田医療大学副学長選考規程において副学長は、「学長を助	
け、命を受けて校務をつかさどり」としています。	
② 学部長の役割については、亀田医療大学学部長選考規	現在、本学に学部長は不在であるが、学則において学則にお
程において「学部長は、学部の運営責任者として教育研	いて学部長を置くことができるようにしている。
究の編成に責任を持つとともに、学部の業務全般を総括	
する。」としています。	
③ 研究科長の役割については、亀田医療大学大学院学則	左記のとおり、研究科長を配し、実施しています。
において「研究科に関する校務をつかさどる。」としてい	
ます。	

2. 教授会

ガバナンス・コード	実施状況
(1) 教授会の役割 (学長と教授会の関係)	
学生の入学及び卒業、学位の授与並びに教育研究に関す	左記のとおり、実施しています。
る重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものと	
して学長が定めるものを審議するために教授会を設置して	
います。審議する事項については学則等に定めています。	
ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、	
教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当	
たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の	
審議結果に拘束されるものではありません。	

第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)

1. 学生に対して

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ガバナンス・コード	実施状況
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つ	
の方針 (ポリシー) を明確にし、入学から卒業に至る学びの	

道筋をより具体的に明確にします。

- ① 学部及び研究科ごとの3つの方針(ポリシー)
- ア 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)
- イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
- ウ 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)
- ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
- ③ ダイバーシティ・インクルージョン(多様性の受容)の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します

左記のとおり、3つの方針(ポリシー)を定めており、 特に研究科ではコース毎に、アおよびイを定めている。

左記のとおり、実施しています。

左記のとおり、毅然かつ厳正に対処します。

2. 教職員等に対して

ガバナンス・コード	実施状況
(1)教職協働	左記のとおり、実施します。
実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価(PDCA サ	
イクル)による大学価値向上を確実に推進するため、教員	
と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管	
理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職	
協働体制を確保します。	
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント:UD	左記にあげた3つのディベロップメント活動を推進します。
全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究	
活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に	
向けた取組みを推進します。	
① ボード・ディベロップメント:BD	
② ファカルティ・ディベロップメント:FD	
③ スタッフ・ディベロップメント:SD	

3. 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

認証評価

平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

左記のとおり、認証評価を受審しています。評価結果を踏ま えた教育研究水準の向上に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革 教育の質保証の実質化に向けて、教学マネジメントを適切に (PDCA サイクル) の実施 実施できるよう、教育改革と体制整備を進めています。 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成 状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点 検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のため の計画を策定し、実行します。 ③ 学内外への情報公開 本学の活動状況をすべてのステークホルダーにわかりやすく 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・ 伝えることができるよう、努めていきます。 研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームペー ジ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係 者及び社会に対する説明責任を果たします。 (2) 社会貢献・地域連携 ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教 左記のとおり、努めます。 育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めま ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学 左記のとおり、努めます。 の役割を果たすとともに、産官学等の結節点として機能しま ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請 左記のとおり、実施しています。 に応じた生涯学習の場を広く提供します。 ④ 大規模災害への対応として、地域社会と防災活動に取組 左記のとおり、取組みます。 みます。_____ ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡 左記のとおり、対応します。 る課題について対応します。

4. 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備	
① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取	左記のとおり、整備を進めています。
組みます。	
② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。	左記のとおり、取組みます。
(2) 法令遵守のための体制整備	
① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、	左記のとおり、努めます。
学則並びに諸規程(以下、法令等という。)を遵守するよう組	
織的に取組みます。	
② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関す	左記のとおり、実施しています。
る教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口	
を常時開設し、通報者の保護を図ります。	

第5章 透明性の確保(情報公開)

1. 情報公開の充実

1. 情報公開の充実	
(1) 法令上の情報公開	
公表すべき事項は学校教育法施行規則(第 172 条第 2	
項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイ	
ドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていま	
すが、公開するとした情報については主体的に情報発信して	
いきます。	
① 教育・研究に資する情報公表	左記のとおり、情報発信していきます。
② 学校法人に関する情報公表	左記のとおり、情報発信していきます。
(2) 自主的な情報公開	
法律上公開が定められていない情報についても、積極的に	
公開に努めます。	
① 教育・研究に資する情報公表	左記のとおり、情報発信していきます。
② 学校法人に関する情報公表	左記のとおり、情報発信していきます。
(3)情報公開の工夫等	
① 情報公開に当たっては、法令及び規則等に基づき、	左記のとおり、実施しています。
WEB 公開等を通じて広く社会に公開します。	
② 情報公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほ	左記のとおり、工夫します。
か、方法も工夫します。	